

大和郡山市立地域スポーツ会館体育館照明修繕

入札仕様書

令和3年10月20日

大和郡山市
産業振興部
スポーツ推進課

大和郡山市立地域スポーツ会館体育館照明修繕入札仕様書

1	件名	大和郡山市立地域スポーツ会館体育館照明修繕
2	規格・数量	別紙のとおり
3	実施場所	大和郡山市額田部北町地内他
4	実施期限	令和4年2月28日(月) (工期については、施工仕様書6を参照)
5	開札日時 及び場所	令和3年11月12日(金) 11:00 大和郡山市役所 4階 404会議室
6	入札書提示額	本仕様書記載の内容・期限を前提とした納入業務の総金額(消費税及び地方消費税、その他一切の費用を含んだ金額を入札書に記入し提示すること)。
7	詳細仕様	施工仕様書(8ページから10ページ)による
8	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1)大和郡山市の令和2年度・令和3年度の物品購入・委託業務等業者登録(指名競争入札参加資格者名簿)に登載されている者。</p> <p>(2)建設業法第3条の規定による建設業(電気工事業)の許可を受けている者</p> <p>(3)過去2年間に於いて官公庁と同規模・同程度の電気設備設置及び改修業務の契約実績を有する者であること。</p> <p>(4)国税・地方税の滞納のない者であること。(加えて市内に本店支店を有する事業者にあつては、当市の市民税の滞納のない者であること。)</p> <p>(5)地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がない者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(7)事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(8)下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p> <p>(9)ホームページの閲覧及び電子メールの送受信が可能である者であること。</p>
9	入札仕様書を 交付する場所	入札仕様書等はホームページよりダウンロードのこと。

<p>10 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、8に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、条件付一般競争入札申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)、および下記の(1)③に記載される書類を提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <p>① 一般競争入札参加申請書</p> <p>② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書</p> <p>③ 過去2年間(令和1～3年度)の同種契約の実績表(国・都道府県・市町村対象) (※当該契約書の写添付要)</p> <p>(2)提出期間 令和3年11月2日(火)17時まで</p> <p>(3)提出場所 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市産業振興部スポーツ推進課</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については当日必着</p> <p>(5)入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和3年11月5日までに、次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>(6)その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
<p>11 仕様書の質問</p>	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和3年10月27日(水) 17時まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市産業振興部スポーツ推進課</p> <p>ウ 提出先アドレス sports@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、質問書の提出があった場合のみ、回答書をホームページにて公開する。</p> <p>ア 回答期限 令和3年10月29日(金)</p>

12 入札手続等	<p>(1)入札保証金 469,000円(金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手)を下記期日までに支払うこと。ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合は、これを免除とする。</p> <p>支払期日:令和3年11月12日(金) 11:00まで(当日開札前に支払) 様式は末尾を参照のこと。</p> <p>落札者の決定後ただちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は契約保証金に充当する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(入札保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (省略) (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div> <p>(2)契約保証金 落札者は大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金(契約金額の10%以上)を支払わなければならない。ただし、同規則第22条各号に該当する場合はこれを免除とする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (省略) (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div> <p>(3)契約書作成の要否 要</p> <p>(4)支払条件 納入が適正に行われた後、落札者が適正に提出した請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に、契約金額を支払うものとする。</p> <p>(5)最低制限価格 設定しない。</p>
13 入札書の郵送期限	<p style="text-align: center;">令和3年11月11日(木) 17時までに必着 簡易書留郵便で送付すること (送付先は10.(3)に同じ)</p>
14 入札上の注意	<p>(入札の基本的事項)</p> <p>1 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保)</p> <p>2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)</p> <p>3 入札書は、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税、その他一切の費用を含んだ金額)を記入すること。</p>

<p>14 入札上の注意 つづき</p>	<p>(入札書の金額の数字)</p> <p>4 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。</p> <p>(入札書の記載事項の訂正)</p> <p>5 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。</p> <p>(入札の辞退)</p> <p>6 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。</p> <p>② 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。</p> <p>(入札執行回数)</p> <p>7 入札執行回数は、1回とします。</p> <p>(入札書等の提出方法)</p> <p>8 当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。</p> <p>② 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。</p> <p>(無効の郵便入札)</p> <p>9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。</p> <p>(1) 市長が定める入札条件に違反した入札</p> <p>(2) 入札書に記名押印のない入札</p> <p>(3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札</p> <p>(4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>(5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札</p> <p>(6) 期限までに到達しなかった入札書による入札</p> <p>(7) 簡易書留郵便以外の方法による入札</p> <p>(8) 入札書以外のものが同封された入札</p> <p>(9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札</p> <p>(10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札</p> <p>(開札)</p> <p>10 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。</p> <p>② 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。</p> <p>③ 開札の立ち会いを希望する入札者は、令和3年11月11日(木)17時までに、電子メールにてスポーツ推進課のE-Mailアドレス(sports@city.yamatokoriyama.lg.jp)に申し込みをすること。</p> <p>(入札の延期、中止及び取消し)</p> <p>11 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消を行います。</p> <p>(落札者の決定)</p> <p>12 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。</p> <p>(契約書の提出)</p> <p>13 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日を含めて5日以内(大和郡山市の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)に契約書に記名押印のうえ提出してください。</p> <p>(落札の無効)</p> <p>14 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。</p> <p>(異議の申し立て)</p> <p>15 入札者は、入札後、この心得その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。</p>
--------------------------	---

14 入札上の注意
つづき

入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中に入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

簡易書留
郵便相当
額の切手

〒 639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市産業振興部スポーツ推進課 内

大和郡山市長 上田 清 様

簡
易
書
留

条件付一般競争入札 入札書在中	
入札件名	大和郡山市立地域スポーツ会館体育館照明修繕
納入場所	大和郡山市額田部北町地内他
開札年月日	令和3年11月12日(金) 11:00
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲

印

施工仕様書

1.業務名

大和郡山市立スポーツ会館体育館照明修繕

2.業務の目的

スポーツ会館8施設の老朽化した照明灯をLED照明灯に交換することで、温室効果ガス排出量の削減及び消費電力抑制、また、維持管理費の削減を図る。

3.業務内容

(1) 灯具及び設置に必要な付属品一式の修繕

(2) 灯具及び設置に必要な付属品一式の取替工事(廃棄物の処分を含む。ただし、委託者がPCB含有廃棄物と認めるものの処分については除く)

4.対象施設

大和郡山市立スポーツ会館体育館8施設(詳細は別表1を参照)

5.照明器具の仕様等

(1) 対象の物品は、下記に示す対象照明一覧の同等品以上とすること。

なお、同等品を使用する際は、令和3年11月2日(火)17時までに機器の仕様分かる資料を提出のうえ、発注者の承認を得ること。

参考品番	全光束	消費電力	消費効率	質量	台数
HXR205-150N-W-B-LI	15000lm	73.1W	205.1lm/w	1.0kg	136台

(2) 物品の灯具は国内メーカーのものとする。

(3) 交換する物品は、既設の建物に配慮して天井等建物の補修をしなくてもいいような器具を選定すること。

(4) 既設の器具の取付方法・状態を理解するために、現地を調査すること。

(5) 新設照明灯の灯具等一式の仕様について以下の要件を満たすこと。

競技場面はJISZ9127スポーツ照明基準の運動競技区分「Ⅱ」をベースとする。

(6) 対象器具は現段階では調光を使用しないが、いずれ調光が必要になった場合に新たな配線工事が発生しないように、予め無線調光ができる商品を選定すること。

ア 器具

(ア) 無線調光制御対応器具を設置する事。既存1箇所につき1台施工すること。

(イ) 調光制御端末は、体育館内で操作出来るものとする。

(ウ) 調光制御は操作端末から行うものとし、16組以上の調光パターン制御を簡易な操作により行えるものとする。なお、調光パターンの設定については、施設管理者と協議し対応する事。

(エ) 調光は、調光率5%から100%まで調光できるものとする。

(オ) 調光設定は汎用性のタブレットで使用できるものとする。

イ 光色

相関色温度約4500~6500Kとする。

ウ 演色性

JISZ9127スポーツ照明基準の平均演色評価数Ra70以上を適用する。

エ 設計寿命

60,000時間以上

オ グレア

グレアについては、完全に避けることはできないが、競技中の選手の視界が阻害される場合、別途発注者との協議の元、追加で調光を行うなど対策を行うこと。

カ その他

照明をワイヤー等で固定し天井躯体と結ぶなどし、落下防止対策を徹底すること。また、LED照明灯等には、防球のため、保護カバー(参考品番:HXR205N-HG)を装備すること。

6.LED照明灯の取替工事

(1) 受注者は、取替工事及び検査を含むすべての作業について、令和3年12月1日から令和4年2月28日までの休館予定期間内で実施工程とすることとし、作業時間は原則午前9時から17時までとする。

なお工事日程は受注者が直接指定管理者と打ち合わせを行い、工期内に完工するように工期調整を行うこと。指定管理者の連絡先については、発注者側より受注者にのみ伝えるものとする。

作業対象箇所：体育館8施設内、高天井照明、計136台（別表1参照）

(2) 現地確認等

受注者は、物品の設置工事を円滑に実施するための設置工事に先立って、次の内容について、現地確認するとともに、発注者と協議し作業工程を決定するものとする。

LED照明更新後図面による現状の既設器具の設置状況の確認

実際にかかる工事期間を捻出して正確な工事計画の提出

取替工事中に発生した事故については、受注者の責任及び費用負担で対応すること。

(3) 仮設・養生工に関する留意事項

(ア) 受注者は、既設フローリングに傷等をつけないように、シート・合板・ゴムマット養生を行うと共に、現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、受注者の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。

(イ) 器具等の保管場所については、発注者と協議すること。

(ウ) 受注者は、既設の照明器具を撤去し、撤去した器具は関係法令に基づき適切な処分を行うこと。なお、撤去された灯具等の発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。検査においては、マニフェスト等を確認することとする。

(エ) 受注者は、照明灯設置後、照度について速やかに校正証の有る照度計によって照度実績を行い、性能を確認するものとする。

7. 必要書類の提出

受注者は施工後速やかに発注者に施工写真（前・中・後）、施工で確認した結果を証する書類等を提出すること。また、管理・修繕等に必要書類一式を施工施設分を含めた数を準備し提出すること。その他必要が生じた場合は、発注者より指示に従い、必要な書類を作成・提出すること。

8. 入札書に記入する金額

入札書には、本仕様書の内容に示した内訳に、消費税等を含めた額を記入すること。

別表1:大和郡山市立スポーツ会館 施設リスト

	施設の名称	施設の所在地	照明数		交換対象数
			水銀灯	LED	
1	大和郡山市立額田部北町スポーツ会館	大和郡山市額田部北町734番地1	10	10	10
2	大和郡山市立北矢田スポーツ会館	大和郡山市矢田町521番地	20	0	20
3	大和郡山市立新庄町スポーツ会館	大和郡山市新庄町427番地	20	0	20
4	大和郡山市立横田町スポーツ会館	大和郡山市横田町25番地	20	0	20
5	大和郡山市立矢田山町スポーツ会館	大和郡山市矢田山町81番地2	20	0	20
6	大和郡山市立平和地区スポーツ会館	大和郡山市美濃庄町434番地	20	0	20
7	大和郡山市立筒井地区スポーツ会館	大和郡山市丹後庄町484番地	20	0	20
8	大和郡山市立番条町スポーツ会館	大和郡山市番条町469番地1	6	14	6
					136